

【 法 務 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

法 務

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議3件）、本院議員提出（継続案件）1件の合計9件であり、内閣提出7件（うち本院先議2件）を可決し、本院先議の内閣提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願13種類249件のうち、2種類71件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官のうち、判事の員数を30人、判事補の員数を15人、また、裁判官以外の裁判所職員の員数を7人、それぞれ増加しようとするものである。委員会においては、判事の増員の根拠と弁護士任官の推進、裁判所職員の増員の内訳、司法制度改革の今後の見通し等について質疑を行い、全会一致で可決した。

更生保護事業法等の一部を改正する法律案は、近時の犯罪情勢に的確に対応して犯罪者及び非行少年の改善更生を実現するため、更生保護施設における処遇機能を充実・強化するとともに、更生保護事業に対する規制緩和等に関する規定の整備を行うものである。

委員会においては、我が国の最近の犯罪情勢、処遇困難者の社会適応を促すための積極的な処遇、更生保護施設の経営基盤の強化、更生保護基本法制定の必要性等について質疑を行い、全会一致で可決し、犯罪者等の更生と社会復帰のための処遇機能の強化等を内容とする4項目の附帯決議を行った。

国際受刑者移送法案は、外国において拘禁刑により服役している日本国民等及び我が国において懲役又は禁錮の刑により服役している外国人について、国際的な協力の下に、その本国において刑の執行の共助をすることにより、その者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するとともに、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」を実施するため、これらの刑の執行の共助等について必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、受刑者移送制度導入の経緯、諸外国における刑罰の実情、受刑者への制度の周知方法、法務大臣の相当性判断の基準、受刑者の移送申出の法的性質等について質疑を行い、全会一致で可決した。なお、アジア諸国等への本制度導入の働き掛け、諸外国の刑事法制の調査、法整備支援の拡充に努めること等を内容とする3項目の附帯決議を行った。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案は、司法書士及び土地家屋調査士の業務について、国民の利便性の一層の向上を図るため、司法書士及び土地家屋調査士のそれぞれの業務を行うことを目的とする法人の設立を可能にするとともに、資格試験制度、懲戒手続、資格者団体の会則等に関する規定の見直しを行い、併せて、司法制度改革の一環として、研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士について、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与しようとするものである。委員会においては、司法書士に付与する訴訟代理権等の範囲、簡裁の訴訟代理を行う司法書士の能力担保措置の内容、事務所法人化のメリット、報酬額の適切な設定と利用者に明示する必要性等について質疑が行われ、また、3人の参考人から意見を聴取し、全会一致で可決した。なお、簡裁訴訟代理

関係業務を行う司法書士の能力担保措置を適切かつ円滑に実施するため、関係諸機関の支援協力体制に万全を期すよう配慮すべきこと等を内容とする５項目の附帯決議を行った。

商法等の一部を改正する法律案は、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社制度、重要財産委員会制度、種類株主による取締役等の選解任制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等における財産価格の証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講じようとするものである。また、**商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法等の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保と委員会等設置会社の意義、社外取締役要件の妥当性、株券失効制度の問題点、企業会計のディスクロージャーの充実・強化、今後の商法改正についての課題等について質疑を行い、また、３人の参考人から意見を聴取した。各参考人は、今回の法改正をおおむね妥当なものとして評価したが、社外取締役要件の妥当性について、実際の運用において濫用的な社外取締役の利用等が出てきた場合には、速やかに見直しを図っていくべきとの意見や、業務監査の実効性を上げるために常勤の監査委員を義務付けるべきとの意見などが述べられた。

質疑終局後、共産からディスクロージャーの強化等が図られずに監査役を廃止することは監視機能を低下させるものであることなど両法律案に反対の意見が述べられた後、いずれも多数で可決した。なお、商法等の一部を改正する法律案に対して、社外取締役要件等の周知徹底と必要に応じ見直しを検討すること等を内容とする６項目の附帯決議を行った。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案は、「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請にこたえるため、公衆等脅迫目的の犯罪行為に対して資金を提供する行為等についての処罰規定、これらの行為に係る国外犯の処罰規定その他所要の規定を整備しようとするものである。委員会においては、テロリズムの定義、資金提供罪・資金収集罪の構成要件の内容、正当な募金活動への影響、組織的犯罪処罰法の改正内容等について質疑が行われ、社民から反対の意見が述べられた後、多数で可決した。なお、正当な募金活動等に萎縮的效果を及ぼすことのないよう運用に慎重を期すよう配慮すべきこと等を内容とする附帯決議を行った。

人権擁護法案は、我が国における人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する施策を推進するため、新たに法務省の外局として人権委員会を設置し、その組織、権限等について定めるとともに、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めようとするものである。今国会においては、本会議において趣旨説明を聴取し、質疑を行ったが、委員会においては趣旨説明を聴取したにとどまり、継続審査とされた。

平成８年２月、法制審議会は、個人を尊重し、男女間の対等な関係を確立しようとする

観点から、選択的夫婦別氏制の導入を軸とする民法改正案要綱を決定したが、政府案はいまだ提出に至っていない。民主、共産及び社民の本院議員の発議による第153回国会から継続審査となっていた民法の一部を改正する法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすることなどを内容とするものであるが、今国会においては、趣旨説明を聴取したにとどまり、審査未了となった。

〔国政調査等〕

3月14日、法務行政の基本方針について森山法務大臣から所信を聴取するとともに、平成14年度法務省及び裁判所関係予算について横内法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

3月19日、法務行政の基本方針に関する件について、質疑を行い、戸籍の信頼性確保、暴力団・外国人犯罪対策、矯正施設の過剰収容、司法制度改革推進本部の情報公開、死刑と無期懲役の間に終身刑を設ける必要性、難民認定等が取り上げられた。

3月20日、予算委員会より委嘱を受けた平成14年度裁判所及び法務省所管予算について審査を行い、鈴木宗男衆議院議員私設秘書の公用在留資格取得疑惑、破産手続における労働債権保護強化の必要性、人権擁護法案、無期懲役受刑者の仮出獄、担保・執行法制の見直し等について質疑を行った。

4月25日、大阪高等検察庁前公安部長の逮捕に関する件について質疑を行った。

5月23日、瀋陽総領事館事件及び大阪高等検察庁前公安部長の逮捕に関する件について質疑を行った。

7月11日、出入国管理行政及び精神保健に関する実情調査のため、国立精神・神経センター国府台病院及び東京入国管理局第二庁舎の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年3月14日（木）（第1回）

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針について森山法務大臣から所信を聴いた。
- 平成14年度法務省及び裁判所関係予算について横内法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成14年3月19日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について森山法務大臣、横内法務副大臣、植竹外務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成14年3月20日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管及び法務省所管）について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- ・ 本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年3月26日（火）（第4回）

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年3月28日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第8号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成14年4月2日（火）（第6回）

- 更生保護事業法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月4日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 更生保護事業法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）について森山法務大臣、横内法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第34号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月9日（火）（第8回）

- 国際受刑者移送法案（閣法第67号）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月11日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際受刑者移送法案（閣法第67号）について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第67号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月16日（火）（第10回）

- 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月18日（木）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について森山法務大臣、横内法務副大臣、下村法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成14年4月23日（火）（第12回）

- 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について参考人日本司法書士会連合会会長北野聖造君、日本土地家屋調査士会連合会会長西本孔昭君及び日本弁護士連合会弁護士制度改革推進本部副本部長児玉憲夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第52号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月25日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○大阪高等検察庁前公安部長の逮捕に関する件について森山法務大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣、横内法務副大臣、下村法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年5月7日（火）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授岩原紳作君、株式会社U F J総合研究所理事長・多摩大学学長中谷巖君及び弁護士・日本弁護士連合会司法制度調査会商事経済部会部会長本渡章君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年5月21日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣、横内法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第77号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民

反対会派 共産

欠席会派 無

（閣法第78号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成14年5月23日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○瀋陽総領事館事件及び大阪高等検察庁前公安部長の逮捕に関する件について森山法務大臣、上野内閣官房副長官、植竹外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年5月30日（木）（第17回）

○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年6月4日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について森山法務大臣、村田内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第61号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 社民

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年7月23日（火）（第19回）

- 人権擁護法案（閣法第56号）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 民法の一部を改正する法律案（第153回国会参第3号）について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年7月31日（水）（第20回）

- 請願第2260号外70件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第31号外177件を審査した。
- 人権擁護法案（閣法第56号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官のうち、判事の員数を30人増加し1,420人に、判事補の員数を15人増加し814人に、それぞれ改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を7人増加し、2万1,664人に改める。
- 3 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

更生保護事業法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近時の犯罪情勢に的確に対応して犯罪者及び非行少年の改善更生を実現するため、更生保護施設における処遇機能を充実・強化するとともに、更生保護事業に対する規制緩和等に関する規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 更生保護施設に委託する保護内容の充実
 - (1) 更生保護施設への委託内容に、社会適応を促すための積極的な処遇を追加する。
 - (2) 更生緊急保護の対象を拡大し、少年院満期退院者及び労役場出所者等を追加する。
 - (3) 更生緊急保護の期間を現行の6か月から最長1年まで延長可能とする。
- 2 更生保護事業に対する規制緩和
更生保護施設を設置しないで営む更生保護事業について、現行の認可制を届出制に改める。
- 3 更生保護事業の透明性の確保
更生保護法人は、請求があったときは、財産目録等を閲覧に供しなければならないこととする。
- 4 施行期日
この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 1 犯罪者等の自立更生を図るためには、社会全体の理解と協力が不可欠であることにかんがみ、更生保護に係る法体系について、更生保護基本法の検討を含め、国民に分かりやすい制度となるよう関係法律の整備・統合に努めるとともに、更生保護施設の運営について、その広報・啓発活動を行うなど、地域に開かれた更生保護施設の実現に向けて必要な施策の推進に努めること。
- 2 更生保護について国の果たすべき責任がより重要性を増していることにかんがみ、更生保護法人の経営基盤の強化を図るため、委託費及び施設整備費等国の財政措置の在り

- 方について検討を加えるとともに、更生保護施設と保護観察実施機関や民間協力団体との連携を一層密にして、犯罪者等の更生と社会復帰のための処遇機能を強化すること。
- 3 更生保護施設の職員体制の整備を図るため、職員の配置の充実に引き続き努めるとともに、処遇に特段の配慮や専門性を必要とする者の増加に対処するため、生活技能訓練等の専門的処遇の普及・定着のための職員の研修の実施等に努めること。
 - 4 更生保護事業が、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、より地方公共団体の必要な協力を得ることができるよう努めること。
- 右決議する。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

【要旨】

本法律案は、司法書士及び土地家屋調査士の業務についての国民の利便性の一層の向上を図るため、司法書士及び土地家屋調査士について、規制改革における資格制度の見直しの観点から、事務所の法人化、資格試験制度及び懲戒手続の整備、資格者団体の会則記載事項の見直し等を行い、司法書士について司法制度改革の一環として、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 司法書士及び土地家屋調査士に共通する事項

(1) 事務所の法人化

利用者に質の高い多様なサービスを安定的に提供するため、司法書士が共同して司法書士法人を設立し、土地家屋調査士が共同して土地家屋調査士法人を設立することを可能とする。

(2) 資格試験制度の整備

資格取得の容易化を図るため、筆記試験合格者に対して翌年度の試験における筆記試験を免除する等の措置を講ずる。

(3) 懲戒手続の整備

国民一般からの懲戒申出制度を設け、懲戒処分の官報公告等を行う。

(4) 資格者団体の会則記載事項の見直し

資格者間の公正な競争を活性化するため、報酬に関する事項を削除するとともに、研修、資格者情報の公開等に関する事項を追加する。

2 司法書士に関する事項

簡易裁判所で取り扱う事件について、国民の権利擁護の必要性及び司法書士の専門性の活用の観点から、司法書士に訴訟代理権等を付与する。

(1) 代理権の範囲

簡易裁判所における民事訴訟、民事調停等（簡易裁判所の管轄である請求額90万円以内のもの）の代理権

(2) 代理権付与の要件

- ① 研修（法務省令で定める法人が実施し、法務大臣が指定するもの）の課程の修了
- ② 訴訟代理等を行うのに必要な能力についての法務大臣の認定

3 施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び関係機関は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 司法書士による簡裁訴訟代理関係業務については、国民の期待と信頼に応えるものとなるよう、当該業務を行う司法書士の能力担保措置を適切かつ円滑に実施するため、関係諸機関の支援協力体制に万全を期すること。
 - 2 司法書士の簡裁訴訟代理関係業務の適切な遂行に資するよう、司法書士照会制度の導入、受任事件に係る強制執行代理権の付与について適切な方策を検討するとともに、家事事件の代理権付与等についても、司法書士の簡裁訴訟代理実務の実績及び研修の成果等も踏まえた上で速やかに検討すること。
 - 3 司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるとともに、利用者に分かりやすく明示されるよう、その周知徹底を図ること。
 - 4 司法制度改革に関する検討を踏まえ、国民の権利保護及び利便性向上の観点から、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を、裁判外紛争解決制度に積極的に活用すること。
 - 5 公共嘱託登記制度については、その目的に照らし、行政部局の独立行政法人への移行等も踏まえ、当該制度の対象となる官公署等の範囲を随時見直すこと。
- 右決議する。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案（閣法第61号）

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請にこたえるため、既存のテロ防止関連条約上の犯罪、あるいは人の死又は重傷害を引き起こすことを意図する行為であって、住民を威嚇し又は政府等に何らかの行為を強要する等の目的で行われるものに対して、資金を提供する等の行為を犯罪化するとともに、このような犯罪行為の実行を目的として使用された資金等について没収等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 「公衆等脅迫目的の犯罪行為」の意義

公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的をもって行われる犯罪行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 人を殺害し、凶器使用等により傷害し、略取・誘拐し、又は人質にする行為
- (2) 航行中の航空機又は船舶の航行に危険を生じさせる行為等
- (3) 暴行若しくは脅迫を用いるなどして、航行中の航空機若しくは船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為
- (4) 爆破等の方法により、航空機又は船舶を破壊し、その他これに重大な損傷を与える

行為

- (5) 爆発物を爆発させ、放火し、又はその他重大な危害を及ぼす方法により、電車等の公用若しくは公衆の利用に供する運送車両、公園等の公衆の利用に供する施設、一定のインフラ施設・エネルギー関連施設、その他の建造物等を破壊し、その他重大な損傷を与える行為

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金提供の処罰

- (1) 情を知って、1の公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、資金を提供する行為を処罰する。
- (2) 法定刑は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金とし、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行の着手前に自首した場合は、刑を必要的に減軽又は免除する。

3 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金収集の処罰

- (1) 1の公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために使用する目的で、資金の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、資金を収集する行為を処罰する。
- (2) 法定刑は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金とし、2と同様に、自首の場合は刑を必要的に減軽又は免除する。

4 その他

所要の国外犯処罰規定を設けるほか、前記の犯罪において提供された資金等を組織的犯罪処罰法上の犯罪収益とし、当該犯罪収益の没収やマネー・ローンダリング行為の処罰を可能にするとともに、疑わしい取引の届出制度の範囲を拡充するなど所要の法整備をする。

5 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

本法が、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の国際社会の要請を受けての国内法整備として立法化されたものである趣旨にかんがみ、本法における資金提供罪及び資金収集罪の構成要件の内容が条約の要請を逸脱して不当に拡大され、捜査権の濫用が生じないように留意するとともに、正当な募金活動等に萎縮的效果を及ぼすことのないよう運用において慎重を期し、併せて本法の趣旨及び内容について広く国民に対する広報を行うこと。

右決議する。

国際受刑者移送法案（閣法第67号）（先議）

【要旨】

本法律案は、外国において拘禁刑により服役している日本国民等及び我が国において懲役又は禁錮の刑により服役している外国人について、国際的な協力の下に、その本国において刑の執行の共助をすることにより、その者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するとともに、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」を実施するため、これらの刑の執

行の共助等について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 外国から我が国への移送（受入移送）

- (1) 受入移送とは、外国において拘禁刑により服役している日本国民等の受刑者を我が国に移送し、その刑の執行の共助をすることをいう。
- (2) 受入移送は、①受刑者の同意があること、②受刑者が14歳以上であること、③受刑者の犯罪行為が我が国でも禁錮以上の刑が定められている罪に当たること、④受刑者の犯罪行為に係る事件が我が国の裁判所に係属していないこと等の要件に該当し、法務大臣が移送を相当であると認めるときに行う。
- (3) 外国裁判で言い渡された外国刑は、「共助刑」としてその裁判の執行を共助することとし、その期間は、外国が科した刑期に応じて無期又は有期とし、有期については20年（少年のときに判決を受けた場合は15年）を限度とする。
- (4) (2)の移送要件に該当するか否かについての審査は、東京地方裁判所が行う。
- (5) 移送された受刑者は、外国の裁判で言い渡された刑が懲役に相当するときは懲役に処せられた者、禁錮に相当するときは禁錮に処せられた者とみなして、執行の共助を行う。

2 我が国から外国への移送（送出移送）

- (1) 送出移送とは、我が国において懲役又は禁錮の刑により服役している外国人受刑者をその本国に移送し、その刑の執行の共助の嘱託を行うことをいう。
- (2) 送出移送は、①受刑者の同意があること、②受刑者の犯罪行為がその本国でも罪に当たること、③再審や別件刑事事件が我が国の裁判所に係属していないこと等の要件に該当し、法務大臣が移送を相当であると認めるときに行う。
- (3) 引渡し後の刑の執行の共助は、その国の法令に従って行われる。
- (4) 外国において刑の執行の共助を終了したときは、我が国の刑の執行も終了したものとする。

3 施行期日

この法律は、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」が我が国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 外国で服役している受刑者のための国際受刑者移送制度が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の促進に資することにかんがみ、アジア諸国等に本制度の導入を働き掛けるとともに、諸外国の刑事法制の調査、法整備支援の拡充に努めること。
 - 2 本制度の運用に当たっては、受刑者に対し、制度の趣旨、移送後の法的効果等の周知を図るとともに、移送の際には、受刑者本人の意思を十分確認、尊重すること。
 - 3 外国人受刑者の国籍の多様化に対応し、その処遇に遺憾なきを期するため、必要な言語の通訳人を確保、養成するための所要の措置を講ずること。
- 右決議する。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要旨】

本法律案は、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社制度、重要財産委員会制度、種類株主による取締役等の選解任制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等の際の財産価格証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 委員会等設置会社制度の創設

- (1) メンバーの過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の3委員会と、業務執行を担当する執行役を置き、監査役を置かないという米国型の機関制度である委員会等設置会社制度を創設する。
- (2) 大規模会社は、監督と執行とを分離した(1)の委員会等設置会社制度を選択することができる。
- (3) 委員会等設置会社の取締役会は、執行役に対し、業務決定権限を大幅に委任することができる。

2 重要財産委員会制度の創設

- (1) 従来型の大規模会社が社外取締役を選任した場合には、取締役会の中に、取締役3人以上で組織する「重要財産委員会」を設けることができる。
- (2) 取締役会は、重要財産委員会に対し、重要な財産の処分や多額の借財等の決定権限を委任することができる。

3 株主総会の特別決議の定足数の緩和

定款変更等の場合に必要となる株主総会の特別決議の定足数の下限を、定款の定めにより、現行の議決権総数の過半数から3分の1まで緩和することができる。

4 種類株主による取締役等の選解任制度の創設

株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある会社は、種類株主総会における取締役又は監査役の選解任について内容の異なる種類株式を発行することができる。

5 株券喪失登録制度の創設

- (1) 株券を喪失した株主が発行会社に喪失登録をする制度を創設し、喪失株券の再発行のための手続を整備する。
- (2) 株券喪失登録者は、裁判所に対し、公示催告・除権判決手続を申し立てることを要しない。

6 現物出資等の財産価格証明制度の拡充

現物出資等の際の検査役調査に代わるものとして、弁護士等の専門家による財産価格の証明制度を拡充する。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 1 委員会等設置会社制度が企業の経営形態に多様な選択肢を確保するという見地から導入されたことにかんがみ、制度の選択に関する企業の自主性が損なわれることのないよう努めること。
- 2 取締役会の利益処分に関する権限及び取締役の責任についての委員会等設置会社とそれ以外の会社との差異に関しては、施行後の実績を踏まえ、その合理性に留意しつつ引き続き検討すること。
- 3 委員会等設置会社制度及び重要財産委員会制度の運用については、社外監視機能が十分発揮されるよう社外取締役の要件、人数等について周知徹底を図るとともに、今後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じその見直しを検討すること。
- 4 株券失効制度及び所在不明株主の株式売却制度の運用については、株主等の財産権に重大な影響を与えることにかんがみ、その要件、手続き等について周知徹底を図ること。
- 5 計算関係規定を省令で規定するに際しては、企業会計について公正かつ透明性のある情報開示が十分なされるよう努めるとともに、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対し過重な負担を課し、経営を阻害することのないよう、必要な措置を講ずること。
- 6 会社法制の現代語化に際しては、会社の実態及び制度に応じた、分かりやすい法文の表現及び構成について、特に留意すること。

右決議する。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 (閣法第78号)

【要旨】

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか101の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（８件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※8	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 8	14. 3. 25	14. 3. 28 可決	14. 3. 29 可決	14. 3. 14 法務	14. 3. 20 可決	14. 3. 22 可決
34	更生保護事業法等の一部を改正する法律案	参	2. 22	4. 1	4. 4 可決 附帯	4. 5 可決	4. 12 法務	5. 17 可決 附帯	5. 21 可決
52	司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案	衆	3. 8	4. 15	4. 23 可決 附帯	4. 24 可決	3. 28 法務	4. 9 可決 附帯	4. 11 可決
56	人権擁護法案	参	3. 8	4. 24	継続審査				
○14. 4. 24 参本会議趣旨説明									
61	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案	衆	3. 12	5. 22	6. 4 可決 附帯	6. 5 可決	4. 11 法務	4. 26 可決 附帯	4. 26 可決
67	国際受刑者移送法案	参	3. 12	4. 8	4. 11 可決 附帯	4. 12 可決	5. 16 法務	5. 31 可決	6. 4 可決
77	商法等の一部を改正する法律案	衆	3. 18	4. 23	5. 21 可決 附帯	5. 22 可決	4. 2 法務	4. 19 可決 附帯	4. 23 可決
○14. 4. 2 衆本会議趣旨説明									
78	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	衆	3. 18	4. 23	5. 21 可決	5. 22 可決	4. 2 法務	4. 19 可決	4. 23 可決
○14. 4. 2 衆本会議趣旨説明									

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
153 回 3	民法の一部を改正する法律案	千葉 景子君 外9名 (13. 11. 13)			13. 12. 4	未 了				